

議案第75号

米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例について

米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

米原市近江はにわ館のはにわミュージアムを改修し、展示室として活用することに伴い、その事業内容および使用料等を規定するため、この案を提出するものである。

米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例

米原市近江はにわ館条例（平成 17 年米原市条例第 313 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域文化の向上と教育の振興を図る」を「教育の振興を図り、地域文化の向上と芸術活動の推進の」に改める。

第 2 条第 1 号中「文化財の」の次に「保全、継承および」を加え、同条第 2 号中「地域文化資料の整備および情報提供」を「地域文化、芸術活動の推進」に改め、同条第 3 号中「調査研究および普及啓発」を「整備、調査研究および情報提供」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号を第 4 号とする。

第 6 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 9 条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 市内に住所を有する中学生以下の者（半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。）が使用するとき 免除

別表中

「

室名	使用料
かたりべホール	800 円

備考

- 1 使用料は 1 時間単位とし、使用時間に 1 時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 市外に住所（団体または法人にあってはその所在地）を有する者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。

」

を

「

かたりべホール

使用料
-----

1 時間	全日
800 円	6,000 円

#### 展示室

室名	使用料
	全日
第 1 展示室	5,000 円
第 2 展示室	2,000 円

#### 備考

- 1 かたりベホールの使用に当たり、1 時間単位で使用する場合にあつて、使用時間に 1 時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 全日は午前 10 時から午後 6 時までとする。
- 3 市内に住所（団体または法人にあつてはその所在地）を有する者が、はにわ館の使用に当たり、有料の催物および営利を伴う催物を開催する場合は、これらの表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 4 市外に住所（団体または法人にあつてはその所在地）を有する者が、はにわ館を使用する場合は、これらの表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。

」

に改める。

#### 付 則

この条例は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

米原市近江はにわ館条例新旧対照表

改正後	現 行								
<p>米原市近江はにわ館条例 (設置)</p> <p>第1条 米原市は、<u>教育の振興を図り、地域文化の向上と芸術活動の推進のため</u>、次の施設を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="165 539 714 660"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市近江はにわ館</td> <td>米原市顔戸 281 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第2条 米原市近江はにわ館(以下「はにわ館」という。)は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 埴輪等出土した文化財の<u>保全、継承および情報提供</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>地域文化、芸術活動の推進</u>に関すること。</p> <p>(3) 地域文化資料の<u>整備、調査研究および情報提供</u>に関すること。</p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業</u>に関すること。</p> <p>第3条・第4条・第5条 略</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、はにわ館の管理上必要があると認めるときは、前条の利用の許可について必要な条件を付することができる。</p> <p>2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、はにわ館の利用を許可</p>	名称	位置	米原市近江はにわ館	米原市顔戸 281 番地 1	<p>米原市近江はにわ館条例 (設置)</p> <p>第1条 米原市は、<u>地域文化の向上と教育の振興を図るため</u>、次の施設を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1144 491 1693 612"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市近江はにわ館</td> <td>米原市顔戸 281 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第2条 米原市近江はにわ館(以下「はにわ館」という。)は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 埴輪等出土した文化財の情報提供に関すること。</p> <p>(2) <u>地域文化資料の整備および情報提供</u>に関すること。</p> <p>(3) 地域文化資料の<u>調査研究および普及啓発</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>文化情報の提供</u>に関すること。</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業</u>に関すること。</p> <p>第3条・第4条・第5条 略</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、はにわ館の管理上必要があると認めるときは、前条の利用の許可について必要な条件を付することができる。</p> <p>2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、はにわ館の利用を許可</p>	名称	位置	米原市近江はにわ館	米原市顔戸 281 番地 1
名称	位置								
米原市近江はにわ館	米原市顔戸 281 番地 1								
名称	位置								
米原市近江はにわ館	米原市顔戸 281 番地 1								

しないことができる。

- (1) 略
- (2) 建物および付属品を汚損し、または破損するおそれがあるとき。
- (3) はにわ館の管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

第7条・第8条 略

(使用料の減額または免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を減額し、または免除することができる。

- (1) 略
- (2) 市内に住所を有する中学生以下の者（半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。）が使用するとき 免除
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 市長がその都度定める額

以下 略

別表(第8条、第16条関係)

かたりべホール

使用料	
<u>1時間</u>	<u>全日</u>
800円	6,000円

展示室

室名	使用料
----	-----

しないことができる。

- (1) 略
- (2) 営利を図る目的で利用するおそれのあるとき。
- (3) 建物および付属品を汚損し、または破損するおそれがあるとき。
- (4) はにわ館の管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

第7条・第8条 略

(使用料の減額または免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を減額し、または免除することができる。

- (1) 略
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 市長がその都度定める額

以下 略

別表(第8条、第16条関係)

室名	使用料
<u>かたりべホール</u>	800円

	全日
第1展示室	5,000円
第2展示室	2,000円

備考

- 1 かたりべホールの使用に当たり、1時間単位で使用する場合であって、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 全日は午前10時から午後6時までとする。
- 3 市内に住所（団体または法人にあつてはその所在地）を有する者が、はにわ館の使用に当たり、有料の催物および営利を伴う催物を開催する場合は、これらの表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 4 市外に住所（団体または法人にあつてはその所在地）を有する者が、はにわ館を使用する場合は、これらの表に定める使用料の2倍に相当する額とする。

付 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 市外に住所（団体または法人にあつてはその所在地）を有する者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。